

時事新報

各省官制通則の改正
頃日來頗る其時ありし各省官制通則の改正はいよ／＼勅令第五十號を以て發布せられたり大體に就て之を見るに従來の同通則は總て八十五箇條より成るものありしに今度は僅に四十箇條より過ぎず蓋し前の通則は局課事の本來を云へば官制なるものは政府部内に於ける事務取扱上の規定より事務執行の手續よ至るまで詳細に規定しありたれども改正通則は此等の事を擧げて各省夬く／＼の制定に任せ其運轉を自由にしたるが故ある可し抑も事の本來を云へば官制なるものは政府部内に於ける事務取扱上の規定より事務執行の手續よ至るまで詳細に規定しありたればとて國家の運命より格別の關係あるにも非ず又人民の利害に左程の影響を及ぼすものに非ず唯時の爲政者之便に任す可きのみの事あれども我輩は此一事よりして想像を運らすときは後來の政治上にトす可きものあるが如し試に之を察べんよ今回の改正に就き執務の大抵と各省の便宜に任したるからには各大臣の權限は從前よりも大にして其實も亦重きを増し例令へ内閣の首座に總理大臣の在るあるも施政の權限或る部分では其主務省獨立の資格を以て之に任せざると得ず、事を行ふの權あると同時に其責よ任す可きは理の當然なればなり採國會開設の後に至り政府は人民に對して責任あるやなし西洋立憲國の如く責任内閣なるやらざるやば隨分喧しき議論あれども我國には從前久しき因縁もあり今年國會を開て今年直に責任内閣の實を現はし議場の多數が政府に反対すれば一時より内閣大臣の辭職を促がす可し亞は聊か性急の誤にして例令へ口々議す可きも事實に行ふ可らざるとならん左ればどて國會を開きあがら内閣大臣は政事上に付き一切人民に對して責任あしと云ふも種ならず依て其中間の成行如何を棄するに政府の各省にれの／＼特色の權限あるこう偶然の事情なれば主務長官の責任も是に於て肯定まるみどある可し其次第は今若し財政問題なり教育問題なり國會の議論の種となるときは主務長官は之に對して一々説明を與へざるを得ず其説明を以て國會を満足せんひれば則ち可なりと雖も萬一雙方の所論互に背馳したことなるとならんには無論聯帶を以て責に任す可きなれども各省の權限内に居り主務長官の方寸を以て取扱ひたる事件の始末に至りては其實も亦裁量者に歸するふして相容れざることは其責任は何人に歸すべきやと云ふに各大臣が國務大臣たるの資格を以て合議の上決行したることなるには無論聯帶を以て責に任す可きなれども當然の條理なれば長官は國會多數の意向の在る所を察して獨り自から辭職するみどある可し然るときは陛下の御懇諭を以て更に適任の人を撰んで後任となし時としては甲省又時としては乙省に更迭を行ひ新大臣の新任もあれば舊大臣の復辟もある可し即ち内閣の國務大臣聯席の責任には非ずして各省の長官各別の責任とも名く可き有様にして西洋流の眼を以て許すれば無責任と有責任との中間に居るものあり斯る類例は他の立憲國に餘り見ざる所にして全く我輩の想像に出たるとなれども我國従來の政變は毎度みの筆法よ從ひ自から一朝の習慣を成しなれば國會開設の後と雖も當分は先づも自身以後は國會議場の向背を以て隨分有力なる原因として之を輕視す可らず故に大臣たる者が其地位を固造は大抵連その原因を政府部内に置したるみどあれども自身以後は國會議場の向背を以て隨分有力なる原因として之を輕視す可らず故に大臣たる者が其地位を固

名古屋彙報

くして政治上の技術を伸ばんとするには政府部内を經營するに同时に國會の聲望を收攬するふども亦甚だ肝要にして心事多端ならざるを得ず即ち從前は内の方に心を用ひて安全なりしものが今後は外にも亦用心の一點を増して内外兩様の心配を兼るの有様とは爲れり文明世界の大半多事ありと云ふ可し偶々官制の改正を見て未來の想像を配し讀者の高評を乞ふのみ

野鄙に渉る技藝あれば取消すべしとの識となすものありしより電報を以て其趣旨を宮内大臣に伺ひ出でし處若文あき旨の回答を得たるより意を此の兩技とも天覽に供する事に決したるよし

歓迎委員 天皇陛下の愛知縣會議事堂へ御臨幸遊ばるせらるゝに付二十六日同縣知事より右御臨幸歡宴開會と命じたるは西村議事課長、則武農商課長初め内海共之、岸本繁房、伊藤清十郎、草川嘉儀等の各屬にて四百人より縣會書記の詰所を以て出張所に充たりと又同様議事堂へ御臨幸の爲め奉迎委員として有志者中より選びし人々は森東一郎、松下五、佐谷貞平、國相博、安藤清次郎、小塙邊夫、加藤勝壽、祖父江道雄、墨羽兵衛、堀部勝四郎、杉田太十郎、大西三郎次、關戸守彦、近藤友右衛門の諸氏なりと

國旗と提灯 御着輦の當日(二十八日)並に議事堂へ御臨幸の節(來月二日)及び御發輦の當日(來月五日)は市内各戸國旗及び提灯を掲るやう中村市長より告示あり大扇子 陛下の議事堂へ御臨幸の節堂の左右兩側へ籠調製に係るものにして其丈ヶ二尺餘もあり其扇面には日本及び諸外國の旗章を書き出し當地の一名産たる切干大根を房として裝飾せるものにて右は後日の紀念として各國公使へ贈呈する筈なりと云ふ

陳列品 縣會議事堂へ御臨幸の節愛知縣下の有名なる古器什物を同堂へ陳列し天覽に供へ奉らんとて既に廿六日歓迎委員の詰所迄左の品々が到着せしと云ふ

三河國賓飯郡赤坂村正法寺什物

一木闌地袈裟 一具

一網代團扇 一本

一關白草紙 一通

一織田信孝辭世之和歌 一首

同寺内安養院に於て同人自殺之際母衣を破りて附し由言傳ふる物

一同人所持の短刀 一口

右同人自殺之節用ひたるもの

一墨梅畫幅 一幅

右は徳川家康同寺の聖徳太子へ參詣の節寄附せし人物

一徳川秀忠朱印消息 一遍

一尾張國知多郡野間村大御堂什物

右は慶長年中知多郡岩瀬の城主中山五郎左衛門殿時の四男にて徳川家康同母弟ある長岡上人同寺に住職たりし時家康より請ひ受けし免狀あるよし右の外縁を到着すべき筈ありと

在名古屋の新聞記者 今度の演習より就き東京各社始め京坂及び名古屋近縣の各新聞社は争ふて特派通信者を出し目下名古屋に來りたるもの既に百餘名あるが其中に奥羽日々新聞福島新聞の記者も參會せりと

御代謁を許さる 名古屋市赤十字社員は凡七百名計の二種あるが長芋は中等以上の料理に用ひるが故品揃ふるも御都合に依り小笠官殿下に代弁謁を仰せ付られしよし

底を唱へ四五日前迄一貫
銀を呑へ次に連根椎茸類
以前には一圓に付上等品
なりしに忽ち上等は一貫
したるも東京物の輸入に
因的と謂りし爲め却て後
物一貫六百目迄引戻した
を演習の始る時は志州邊
激變を來し其間の魚類の
には不漁ならんとの見込
より鶴卵は非常の騰貴を
灣に差しての激變なきと
價格を引戻すに至りしあ
の物は糞田四日市邊の商
様なるも遠く伊勢紀州熊
く之れが爲め差して價格を
漁し得る處の魚類の相場
圓、鰐一圓三十錢、鱈一圓
鳥賊一圓二十錢、黒鯛八十
イゴ八十錢、コノシロ四十
一貫目八十錢牛肉は骨付
あるよし